

一般国道191号の法面崩壊に伴う被災箇所の 復旧見込み時期の見直しについて

平成31年3月28日
道路整備課

1 要 旨

一般国道191号の山県郡安芸太田町津浪^{つなみ}で平成30年6月6日（水）に発生した法面崩壊に伴う被災箇所については、7月22日（日）から片側交互通行規制を実施している。

全面復旧及び通行規制解除の時期については、平成31年3月末予定としていたが、不測の事象が生じたため、解除予定時期を平成31年秋頃に延伸することとする。

なお、詳細な解除時期については、工事が進捗し、工事の完了目途がついた段階で公表する。

2 主な延伸理由

- 復旧工事を行うに際し、落下等の危険を有する不安定岩塊が新たに確認されたため、工事中の安全を確保するための対策検討に不測の日数を要し、工程の見直しが必要となったため。
- グラウンドアンカー工の施工に際し、当初想定以上に岩盤が硬く、所定の削孔に時間を要し、工程の見直しが必要となったため。

3 位置図

